

令和2年4月9日

3年生保護者様

埼玉県立浦和商业高等学校長

授業料・諸会費の納入及び減免制度について

1 授業料・諸会費の納入について

預金不足により振替未済とならないよう、振替日の前日までにご入金をお願いします。
振替ができなかった場合は、現金で事務室に直接納入していただきます。
なお、授業料と諸会費は異なりますので、ご注意ください。

○授業料の振替額（「就学支援金」の「不申請」又は「却下」となった方が納入の対象）

月額	年額	1回分振替額
9,900円	118,800円	29,700円

○諸会費の振替額

	月額	年額
PTA会費	500円	6,000円
後援会費	2,000円	24,000円
校友会費	500円	6,000円
学年積立金	10,000円（1回のみ）	

【5月期分】

【6・9・10月期分】

	1回分振替額（減免者）	1回分振替額（減免者）
PTA会費	1,500円（1,500円）	1,500円（1,500円）
後援会費	6,000円（免除）	6,000円（免除）
校友会費	1,500円（1,500円）	1,500円（1,500円）
学年積立金	10,000円（10,000円）	0円
	※19,033円（13,033円） ※振替手数料33円含む	9,033円（3,033円） ※振替手数料33円含む

○令和2年度の口座振替予定（授業料・諸会費共に年に4回ずつ）

振替日	内容	金額
5月26日（火）	諸会費	19,033円
6月26日（金）	諸会費	9,033円
8月26日（水）	授業料	29,700円
9月25日（金）	諸会費	9,033円
10月26日（月）	諸会費	9,033円
11月26日（木）	授業料	29,700円
12月25日（金）	授業料	29,700円
1月26日（火）	授業料	29,700円

2. 減免制度（後援会費）について

後援会費（年額24,000円）が免除になる制度です。

※ 申請書類は事務室にございます。申請希望の方は事務室までお越しください。

(1) 申請の要件

- ①保護者両方の当該年度の市町村民税所得割が非課税（※）の場合
（※指定都市から課税されている方は、令和2年度の税源移譲前の税率により算出した市民税所得割が非課税となる場合。）*埼玉県はさいたま市のみ
- ②以下に該当する場合で、所得状況の変化後の所得により、想定される市町村民税所得割額を算出し、非課税基準に該当する場合
ア) 保護者が死亡又は長期の傷病にかかった場合
イ) 保護者の失職、転職等により家計が急変した場合
- ③保護者が天災その他不慮の災害を受け、一定の所得基準に該当する場合
- ④その他授業料等の納入が困難な者で別に定める場合
（児童扶養手当を全額受給している場合や、生徒が児童養護施設に入所している場合など）
- ⑤生活保護法による高等学校等就学費（生業扶助）の給付を受けている場合

(2) 提出期限 令和2年4月27日（月）

(3) 提出先 浦和商业高等学校 事務室

埼玉県立浦和商业高等学校 事務室
電話 048-861-2564